



場 守 莊  
所 役 者  
行 町 任 辻  
發 垣 責  
岡 垣 町 長

# 年頭の御挨拶

岡垣町長 辻 守 莊

輝しい一九七五年の新年を迎え町民の皆さん御目出度う御座います。岡垣町報を通じて町民の皆さんに御挨拶を申し上げますことを心からよるこびと感謝の念に堪えませ

ん。日本の国が総ての資源に恵まれず一昨年の九月頃からの石油エネ

ルギーのショックによる政界財界の動揺。インフレ・デフレの両極面の現象それによる政府の総事業抑制政策其の波の中で地方財政の圧縮と多事多難の年を迎えました然しながら基地周辺整備法による射爆場の補償事業は完成し町民の皆さんに感えねばなりません。



とどいたら、まず、とじましよう

先づ教育施設の点では内浦学校・吉木学校の講堂の改築、小学校四校の除湿工事、中部保育園の新設、東部児童体育館の建設であります。其の他児童数の急増による海老津小学校建設用地・岡垣東中学校の建設用地の設定であります。岡垣町は現在人口二万を越え水道第三次拡張計画を実施しています。大切な水資源は糠塚東黒山地区の多大の協力のもとに解決し水源施設・浄水施設・配水施設は本年度七億円の資金を投入して実施しています。残りの工事は昭和五十一年度完成し岡垣町の一部を残し総事業十三億に達するものであります。都市計画もバイパス街路も審議会の答申を得て着々進捗中であり駅前広場も鋭意研究中であります。

都市計画が一日も早く完成し法の規制のもとに将来立派な都市が形成されることに努力を致さねばなりません。

農業生産については本年米の生産減収は農家にとっては打撃を受け、みかんの価格安定には生産者各位の努力が僅かながらも成果を収めました。其の他枇杷、イチゴ等岡垣町が都市近郊の農業経営として発展することを農協と協力して前進致し度いと考えるのであります。

射爆場の被害補償として道路の舗装も進捗していますが本年は最善の努力をいたし三年後には町道

の大部分は完成致さねばなりません。漁港も漁民の大英断のもとに大改築がなされていますが、これも二年後には立派な漁港となります。

本年は町民各位の健康を祈り町議会の協力のもとに邁進する覚悟であります。町民の御協力を願います。



初もうで

西高陽 田中睦生氏提供

# 心は同じ西・東 迎春の心理

欧米では正月は祝わないと思っ  
ていた。キリスト教徒はクリスマ  
スを祝うのは自然な話。元旦への  
希望など全くないのではないかと  
東洋人は考える。

× × × × ×

十二月三十一日のローマのホテ  
ルのでき事——「日本からお出  
でのお客様にご注意申しあげま  
す。今晚(大みそかの夜)十二時  
前後に外出なさらないで下さい。  
大けがをなさることがありますか  
ら。」と言うので理由を尋ねて見  
た。こうである。あすは正月元日  
です。思えば一年間思いをはたせ  
なかつたあのこと、このこと、忘  
れ得ない切ない恋、野心や希望の  
あれこれ。しかし、もう年の瀬と  
なったこの大みそかの晩、どうに  
もしようのない心のうさを、た  
きこんで、そっと、人知れず窓か  
ら落す。可憐な娘あり、青年あ  
り、思い思いの品が心をこめて新  
年への希望と共に、ストックینگ  
・スプーン・ウイスキーびんが歩  
道に落下される。うっかり窓下を  
歩いていると頭に。というわけで  
危険です。個人個人が新年への祈  
りをこめて、幸せを願う。日本で  
言えは神社仏閣などで行われる  
「大はらい」「やくはらい」にあ

り、心のすくはらいでもあるわけ  
です。

× × × × ×

三十一日の晩は前夜祭のご馳走  
が出て、家庭でも、キャパレーで  
も大にぎわいをします。花火があ  
がり、バクチクをならして夜通し  
の宴会もあります。所で、うさば  
らしに歩道に投下されたびんのか  
けら、ナイフ・フォークは市役所  
の清掃係が夜明け前に掃き集めト  
ラックで運び去る。そして新年の  
街頭には元旦の空気が満ちて行  
く。

× × × × ×

クリスマスのお飾りはそのま  
ま、正月まで残されている。前夜祭の  
にぎわいは日本では見られないほ  
どのさわぎである。ローマ人は性  
格が日本人に似た所があつて、年  
末年始の感情も東洋的である。と  
いうよりも人間の気持は洋の東西  
同じであると解される。形や方法  
はまちまちであつても、より良い  
ものへの期待は人類共通の心理で  
ありましよう。心は形に現われる  
と言われるが、善き心は、善きも  
のこころを、美しい愛情は、より尊  
いものへの礎石となることを歴史  
が示している。同じ一生涯ではあ  
るが、一つの節をつけ、新しい方

## 差別を

### なくするため

(五)

向への区切りをつける正月とい  
うものを、昔の人は、うまく考えた  
ものであると感懐する。欧米も日

本もお目でない新春である。  
(公民館)

### ○明治になって

明治維新になり、明治四年には  
大政官布告で解放令が出され、制  
度上身分差別はなくなりまし

た。しかし、今まで極端な差別と貧  
困におとし入れられてきた同和地  
区の人からを、実質的にその差別  
と貧困から解放するための政策は  
おこなわれませんでした。そのう  
え、江戸時代にたずさわっていた  
主要な職業さえ失い、くらしはむ  
しろ悪くなった人もありました。

そのため、差別はその後に残さ  
れてきました。  
このようなかで、同和地区の  
人たちは差別からの解放を強く願  
い、「全国水平社」を結成しまし  
た。

### ○憲法の精神

戦後、日本はひとりひとりがた  
いせつにされる民主社会をめざし  
て、新しい憲法を定めました。

(日本国憲法第十一條)

国民は、すべての基本的人権の  
享受を妨げられない。この憲法が  
国民に保障する基本的人権は、優

すことのできない永久の権利とし  
て、現在及び将来の国民に与えら  
れる。

(日本国憲法第十四條)

すべて国民は、法の下に平等で  
あつて、人種、信条、性別、社会  
的身分又は門地により、政治的、  
経済的又は社会的關係において、  
差別されない。

この基本的人権は、およそ人間  
が人間として生れながらにしても  
っているもので、天賦自然の権利  
であります。差別することは、み  
ずから人間の尊厳をおかし、けが  
するものであるから、憲法におい

## 岡垣町財政事情

岡垣町教育委員会

地方自治法第二四三条の三第一  
項の規定及び岡垣町条例第三四号  
により、岡垣町財政状況を次のと  
おり公表する。

I 一般会計の状況

昭和四十八年度の一般会計は当  
初一、一〇六、〇三七千円の規模

てこれを定め、わたしたちの日本  
国民全部の固い決意のほどを示し  
たのです。そしてここに同和問題  
があらためてわたしたち日本国民  
全部のものの解決すべき課題とし  
て提起されました。

### ○おわりに

町民のみならず  
差別のない明るい社会づくりを  
するには町民ひとりひとりの努力  
が必要です。そのためには、同和  
問題を自分の問題として考えるこ  
とができる人間にまずあなた自身  
がなることです。

そして、たがいに信じあい、た  
すけあうことができる民主的で平  
和な住みよい社会をつくるため  
に、一日も早く同和問題を解決す  
るようみんなで努力しましょう。

であったが、その後三回の補正に  
より最終予算は一、三一五、九八  
三千円となる。これに対し決算額  
は歳入一、二九四、六六九千円・  
歳出一、一六〇、〇二四千円・歳  
入歳出差引残額一三四、六四五千  
円、単年度収支七三、四九六千円

II 収入の状況  
昭和四十八年度一般会計の収入  
状況は別表のとおりである。  
別表  
(千円)

- (1) 町税収入 二二二、三三〇
- ① 町民税 一一一、一四四
- ② 固定資産税 七六、八九九
- ③ 雇自動車税 五、一一〇
- ④ 煙草消費税 二四、二五〇
- ⑤ 電気ガス税 一一、一五九
- ⑥ 木材引取税 九五七
- (7) 特別土地保有税一、八〇一
- (2) 地方譲与税 五、七一一
- (3) 自動車取得税交付金 一一、一七四
- (4) 国庫提供施設等所在  
市町村助成交付金 二〇、〇四五
- (5) 地方交付税 三七一、一四九
- (6) 分担金及び負担金 二一六
- (7) 交通安全特別交付金 一、八三五
- (8) 使用料及び手数料 一三、一三七
- ① 町営住宅使用料六、七六四
- ② 保育所使用料 四、〇九五
- ③ 戸籍等手数料 一、〇七七
- ④ 徴税等督促料その他 一、二〇一
- (9) 国の支出金で収入の主なもの  
は、次のとおり
- ① 義務教育費負担金 一、五二八
- ② 児童保護費負担金 五、五二二
- ③ 老人保護費負担金
- ④ 水路改良補助金 二二、九一五
- ⑤ 道路改良補助金 二二、三六九
- ⑥ 道路改良補助金 七六、三六一
- ⑦ 災害復旧事業補助金 二、八四五
- ⑧ 炭鉱離職者緊急就労対策事業 七、四三〇
- ⑨ 産炭地域開発就労事業 一一、八四二
- ⑩ 産炭地域振興臨時交付金 二、一一六
- ⑪ 県支出金で収入の主なものは次のとおり
- ① 農業基盤整備事業補助金 五、八〇三
- ② 飼料基盤整備事業補助金 九七七
- ③ 災害復旧事業補助金 九、三九五
- ④ 国土調査事業補助金 四、三六五
- ⑤ 老人保護費負担金 七、八〇九
- ⑥ 財産収入 三〇、八九五
- ⑦ 土地、建物貸付収入 四、八六九
- ⑧ 土地、建物売却収入 二六、〇二六
- ⑨ 寄付金 四、四二〇
- ⑩ 繰入金 四六、〇〇〇
- ⑪ 繰越金 六二、〇八四
- ⑫ 諸収入 八一、〇九三
- ⑬ 預金利子収入 六、〇二三
- ⑭ 収益事業収入五四、四二二
- ⑮ 雑入、その他収入 二〇、六五八
- ⑯ 地方債
- ⑰ 炭鉱離職者緊急就労対策事業債 九、三〇〇
- ⑱ 産炭地域開発就労事業債 四、六〇〇
- ⑲ 同和对策事業債五、二〇〇
- ⑳ 公営住宅建設事業債 二、二〇〇
- ㉑ 住宅改修資金貸付事業債 二、二〇〇
- ㉒ 義務教育施設整備事業債 一五、五〇〇
- ㉓ 災害復旧事業債一、七〇〇
- ㉔ 道路整備事業債八、六〇〇
- ㉕ 下水路改良事業債 六、二〇〇
- ㉖ 漁港施設整備債一、〇〇〇
- ㉗ プール建設事業債 四、〇〇〇
- ㉘ 基地道路改良事業債 一五、一〇〇
- ㉙ 障害防止事業債三、五〇〇
- ㉚ 学習等供用施設債 一、七〇〇

III 支出の状況  
支出の状況は別表(2)のとおりで、これを性質別にみて主なもの  
は次のとおり。

- (1) 人件費 二四七、四六四
- ① 議員、各種委員、町長以下職員  
の報酬、給料を含む。
- (2) 物件費の主なものは次のとおり。
- ① 旅費 一三、八八二
- ② 需用費 四三、八七七
- ③ 役務費 六、三五四
- ④ 備品購入費 一六、六三六
- ⑤ 委託料 一一、四〇〇
- ⑥ その他 一七、〇七四
- (3) 補助費
- ① 負担金 八九、八二六
- ② 補助交付金 一八、七九四
- ③ その他 一八、五一九
- (4) 建設事業費の主なものは次の  
とおり。
- ① 学習等供用施設建設事業 三〇、一〇六
- ② 基地道路整備事業 一〇六、三一九
- ③ 障害防止事業二七、二二二
- ④ プール建設事業(内浦校) 一三、六〇一
- ⑤ 開発就労事業一九、九九三
- ⑥ 山田小学校講堂改築事業 四四、一一二
- ⑦ 都市計画事業 五、四九六
- ⑧ 漁港整備事業 八、四〇〇
- ⑨ 下水路改良事業 一八、七一一
- ⑩ 道路整備事業三二、〇六五
- ⑪ 岡垣中学校建設事業 三三、三〇八
- ⑫ 岡垣中学校除濕工事 五〇、〇〇四
- ⑬ 災害復旧事業一四、九三〇
- ⑭ 町営住宅建設事業 二七、二四二
- ⑮ 同和对策事業 九、三七七
- ⑯ 緊急就労対策事業 二五、九六〇

表1 収入別表

区分	収入額 (千円)	構成比 (%)
地方税	231,320	17.9
地方譲与税	5,711	0.4
自動車取得税交付金	12,174	0.9
地方交付税	371,149	28.7
交通安全対策特別交付金	1,835	0.1
分担金及び負担金	216	
使用料	11,143	0.9
手数料	1,994	0.2
国庫支出金等	287,694	22.2
国庫提供施設交付金	20,045	1.5
県支出金	44,996	3.5
財産収入	30,895	2.4
寄附金	4,420	0.3
繰入金	46,000	3.6
繰越金	62,084	4.8
諸収入	81,093	6.3
雑入	81,900	6.3
合計	1,294,669	100.0

昭和48年度一般会計収入支出状況

- ① 学習等供用施設建設事業 三〇、一〇六
- ② 基地道路整備事業 一〇六、三一九
- ③ 障害防止事業二七、二二二
- ④ プール建設事業(内浦校) 一三、六〇一
- ⑤ 開発就労事業一九、九九三
- ⑥ 山田小学校講堂改築事業 四四、一一二
- ⑦ 都市計画事業 五、四九六
- ⑧ 漁港整備事業 八、四〇〇
- ⑨ 下水路改良事業 一八、七一一
- ⑩ 道路整備事業三二、〇六五
- ⑪ 岡垣中学校建設事業 三三、三〇八
- ⑫ 岡垣中学校除濕工事 五〇、〇〇四
- ⑬ 災害復旧事業一四、九三〇
- ⑭ 町営住宅建設事業 二七、二四二
- ⑮ 同和对策事業 九、三七七
- ⑯ 緊急就労対策事業 二五、九六〇

目的別歳出内訳

区分	支出額 (千円)	構成比 (%)	一般財源 充当額 (千円)
議会費	33,166	2.9	33,166
総務費	154,429	13.3	142,406
民生費	107,192	9.2	50,999
衛生費	102,979	8.9	101,509
労働費	46,557	4.0	12,366
農林水産業費	53,254	4.6	36,073
商工費	2,302	0.2	2,152
土木費	287,368	24.8	125,018
消防費	35,373	3.0	34,843
教育費	276,449	23.8	136,769
災害復旧費	14,930	1.3	990
公債費	41,413	3.6	36,525
諸支出金	4,612	0.4	4,612
合計	1,160,024	100.0	

性質別歳出内訳

区分	支出額 (千円)	構成比 (%)	一般財源 充当額 (千円)
人件費	247,464	21.3	228,225
物件費	110,233	9.5	85,208
維持補修費	37,995	3.3	36,271
扶助費	63,713	5.5	10,478
補助費	127,139	11.0	110,829
公債費	41,413	3.6	33,493
積立金	4,023	0.3	
投資及び出資金	33,741	2.9	
繰出金	3,500	0.3	
普通建設事業費	429,335	37.0	
災害復旧事業費	14,930	1.3	
失業対策事業費	46,538	4.0	
合計	1,160,024	100.0	504,504

歳出

款	補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
議会費	31,750		31,750
総務費	177,572	11,774	189,346
民生費	207,063	4,000	211,063
衛生費	122,698		122,698
労働費	89,406		89,406
農林水産業費	60,782	3,626	64,408
商工費	2,706		2,706
土木費	210,283	20,500	230,783
消防費	53,555	899	54,454
教育費	466,826		466,826
災害復旧費	12,995		12,995
公債費	38,737		38,737
諸支出金	1		1
予備費	10,000		10,000
合計	1,484,374	40,799	1,525,173

歳入

別表2

款	補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
町税	224,700		224,700
地方譲与税	5,483		5,483
自動車取得税交付金	7,252		7,252
国有提供施設等 助成交付金	20,045		20,045
地方交付税	350,000		350,000
交通安全対策 特別交付金	2,000		2,000
分担金及び負担金	7,230	10,000	17,230
使用料及び手数料	9,596		9,596
国庫支出金	479,002	4,701	479,002
県支出金	53,294	120	53,414
財産収入	8,719		8,719
寄附金	3		3
繰入金	22,500	11,526	34,026
繰越金	21,231	14,142	35,683
諸収入	106,119	310	106,429
町債	167,200		167,200
合計	1,484,374	40,799	1,525,173

昭和49年度一般会計補正予算

「税」

マイホーム  
と税金

「自分の家に住みたい」という夢は、多くの方がお持ちのようですが、実際にマイホームづくりにかかると、設計、建築などのほかにいろいろなお金がでてきます。税金のこともその一つです。

そこで、マイホームづくりに関係のある税金について、そのあらましを説明しましょう。

一、登録免許税

土地を買ったり家を新築したときは、所有権の取得に関する登記をしますが、その登記の際にかかる税金が登録免許税です。売買による所有権移転登記の場合は、不動産価格の五％、新築家屋の所有権保存登記の場合は、不動産価格の〇、六％の税率でかかります。

この不動産価格は、原則として役場などに備えてある固定資産課税台帳に記載されている評価額によることになっています。

なお、個人が新築した住宅の保存登記や、新築の建築住宅の所有権移転登記で、次の要件にあてはまるものは、税率が〇、一％になります。

① 昭和五十年三月三十一日まで  
に取得した住宅であること。

② 自分の住宅として使うこと。

◎ 新築後一年以内の登記であること。

◎ 家屋の床面積が百六十五平方メートル以下であること。

二 不動産取得税

不動産を取得したときにかかる税金が不動産取得税で、これは所得税です。税率は不動産価格の三厘ですが、居住の目的で新築家屋や敷地を取得したときは、不動産価格から家屋については二百三十万円、土地については、百五十万円または新築住宅の床面積の二倍の面積（一戸につき二百平方メートルを限度）の土地の価格のうち、どちらか高い額を控除することができます。

三 所得税の住宅取得控除

控除の対象となる住宅

◎ 納税者が自分で住むために、昭和四十七年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に着工または購入した新築住宅であること。

◎ その住宅の床面積が百六十五平方メートル以下であること。

ただし、昭和四十八年十二月三十一日までに着工または購入した住宅については、床面積が百二十平方メートル以下であること。

◎ 完成後または購入後六カ月以内に入居し、その年十二月三十一日まで引続き居住していること。

(二) 控除額

その住宅の床面積三、三平方メートル当り千円で、最高三万円

(昭和四十八年十二月三十一日までに着工または購入した住宅については最高二万円)を、居住の年以降三年間、各年分の所得税額から控除することができます。

控除を受けるための手続き、この控除を受けるためには、その年分の所得税の確定申告書に、取得した家屋の建築確認通知書の写し、登記簿謄本、住民票の写しなどの書類を添付して申告しなければなりません。ただし、給与所得者については、三年間の控除期間のうち、二年目および三年目の控除は、年末調整を行うことができます。

四 不動産を持っているときの税金

金

◇ 固定資産税 ◇

毎年一月一日現在で土地や家屋などの固定資産を所有している人にかかる税金が、固定資産税です。この税金は町税です。

税率は、固定資産評価額に対して一、四厘が毎年課税されます。

一月は、町県民税四期分、国民健康保険税五期分納付月です。税は納付月に自主納付をお願いします。

税 務 課

高額療養費

制度が発足

岡垣町の国民健康保険（国保）では、こんど、加入者（被保険者）がお医者さんにかかって、一人

一カ月の医療費の自己負担額が三万円をこえた場合は、そのこえた分は国保が負担する、という制度を実施することになりました。

国保の加入者は、病気やけがでお医者さんにかかる時、一部負担金として、医療費の三割を自分で負担して、病院、診療所の窓口で支払うことになっています。

ところが病気やけがが重くて入院したり、治療が長引きますと、この自己負担する一部負担金の支払いが思いがけぬほどかさんで家計を大きく圧迫する、というような場合が少なくありませんでした。

岡垣町の国保では、一人の加入者がお医者さんにかかって、一つの病院、診療所で一つの病気（入院と通院は合算しない）に対し一カ月三万円以上の一部負担金（自己負担分）を支払った場合は、三万円をこえた額は、あとから高額療養費として国保が加入者へ払いもどす制度を昭和五十年一月一日から実施しました。

◎ 国保の資格取得、資格喪失の届出はすみやかに！

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、世帯主は十四日以内に届出をしなければなりません。

次のような場合です。

- ① 転入したとき、転出したとき
- ② 職場の健康保険をやめたとき またそれにはいるとき
- ③ 子どもが生まれたとき
- ④ だれかが死亡したとき
- ⑤ 生活保護法の適用を受けたとき、受けなくなったとき

届出がおくれていると……… 国保の被保険者であるかどうかは、世帯主の届出によってはじめわかります。

したがってこの届出がおくれないと、いろいろな面で困ることになります。

- ① 病気やけがをした場合保険診療が受けられません。
- ② 届出がおくれればおくれるほど、保険税をさかのぼって納めなければならぬので負担を強く感じます。
- ③ 職場の健康保険ができたあと国保でお医者さんにかかった場合、国保が医療費を支払った分は、被保険者から国保に納入して頂くこととなります。

高額療養費制度その他国民健康保険に関してわからないところがありましたら国保係までお問い合わせください。

住民課国保係

十二月から国土

利用法が施行になりました!!

地価の値上りを防止し、国土の計画的利用を図るため、先の国公で成立した国土利用計画法が施行になりました。この法律が施行になったことにより、一定面積以上の土地を売ったり買ったり、借地権や地上権を設定しようとするときは知事に届出が必要となります。また、昭和四十四年一月一日以降に取得した土地を現在、特に使っていない場合には、遊休土地と認定され、その利用を促進するための措置がとられることになりました。

▽ 土地取引の届出制

次の(1)(2)の区域ごとに定められている面積以上の土地の売買等の契約（予約を含む。）を行なう前に予定価格、買受後の利用目的等を市町村長を経由して知事（市長）に届出なければなりません。そして届出た日から六週間を経過するまでは、売買等の契約を結んではならないことになりました。

(1) 都市計画法による市街化区域

- ①(1)〇〇〇〇平方メートル
- ②その他の都市計画区域
- 五、〇〇〇〇平方メートル
- (3)右以外の区域

一〇、〇〇〇〇平方メートル  
 多数の土地所有者から用地を買収する場合又は宅地を分譲する場合、その全体についてこの面積基準が適用されます。届出を受けた知事(市長)は、土地の価格が周辺の価格より高すぎるとき、土地利用審査会の意見を聴いて土地取引の中止、価格の引下げ等の勧告をします。この勧告を聞きいれないときは、知事(市長)は勧告の内容を公表し、住民に批判してもらうこととなります。なお、この法律には、届出を守ってもらわぬために罰則の定めがあります。

▽遊休土地の利用促進

昭和四十四年一月一日以降に取得し、現在特に使われていない土地で、周辺の状況等から有効、適切な利用を図る必要がある土地は知事(市長)は自ら、又は市町村長の中出によって、これを遊休土地であると認定し土地所有者等に通知します。通知を受けた所有者等は、その土地の利用計画等を六週間以内に市町村長を経由して知事(市長)に届出なければなりません。なお、遊休土地の認定は前述のそれぞれの地域に応じ、二千方米、五千平方米又は、一万平方米以上の土地についてなされることになりました。

▽規制区域について

この法律では、地価の値上りが特に著しいところを知事は、規制区域として指定することができ、この区域が指定されると、区域内の土地売買等はすべて知事の許可を受けなければならない。規制区域の指定があったときは、許可手続等を、また、詳しくお知らせします。

▽土地利用基本計画

国土利用計画法は、土地が国民全体の限られた資源であり、公共優先の考えで利用しなければならぬということをとらうています。県は、国土利用計画法に基づき、県土の総合的かつ計画的利用を図るため土地利用基本計画を定め、決ですが、この土地利用基本計画は、「自然と調和した快適な環境の創造」という県政の目標に沿って策定しました。

※国土利用計画法について詳しいことは、町役場又は県庁土地対策課(電話092-712-8659)にお問合せ下さい。

議会だより

第五回臨時会は十一月二十日招集され、会期は一日と決定、次の議案が審議され原案可決となる。  
 議案第八十七号  
 内浦小学校講堂鉄筋改築一級防音工事請負契約について

契約金額六三、八九五、〇〇〇円  
 契約の相手方  
 北九州市八幡東区中央一丁目  
 大成工業株式会社

工 期 自昭和49年9月18日  
 至昭和50年3月10日

(原案可決)  
 議案第八十八号

岡垣町公営住宅建設事業請負契約について

契約の目的

戸切竜王公営住宅建築工事

第一種 六戸  
 第二種 八戸

契約金額四〇、〇〇〇、〇〇〇円

契約の相手方

中間市栄町三丁目

山崎建設株式会社  
 工 期 自昭和49年10月9日  
 至昭和50年3月15日

(原案可決)  
 議案第八十九号

岡垣町立中部保育所新築工事請負契約について

契約金額四五、三九三、〇〇〇円

契約の相手方

北九州市八幡西区陣原三丁目  
 日本地所建設株式会社

工 期 自昭和49年10月20日  
 至昭和50年3月25日

(原案可決)

以上の議案は町長の提案したもので  
 議事事務局

火災から老人と「子ども」を守るために

「火災の死者のうちで目だっているのが老人や小さい子ども。」  
 老人や子どもは、火災に気づいてもどうしたらよいか判断がつかず逃げおくれたり、老令のため身体が自由がきかずに亡くなっています。老人などのいる家庭や隣近所では、いざというとき早く避難させるにはどうするかを具体的に決めておくことが大切です。

ポイント

- 1、老人、子どもは、一階などの安全な場所にねかせる。
- 2、老人、子どもだけを残して外出することは、できるだけ



外出するときは、隣近所に頼んでおく。またいざというときのために逃げ口を覚えておく。  
 3、寝たきりや一人ぐらし老人のいる隣近所では避難方法などを

具体的に決めるなど協力関係を  
 つくっておく。

- 4、寝たきりや一人ぐらし老人の家には、つとめて、となり近所と運動する非常ベルなどをそなえ、火災を早く知らせるようにしておく。
- 5、わたばとはさせない。
- 6、外出前、就寝前には必ず「火の元」を点検する。
- 7、身のまわりを整理整頓としておく。
- 8、子どもの手がとどくところにマッチやライターなどをおかない。また、火の恐ろしさを十分に教える。
- 9、寝具、カーペット、カーテンなどはつとめて防炎性のものを使用する。

◎最近プロパンガスの事故が多発して多くの死傷者が発生しています。ガスの取り扱いについて次の事項に十分注意しましょう

- 1、外出時、寝るときは、元栓をしめること。
- 2、ガスこころを使っているときは離れない。
- 3、ガスこころの周囲に燃え易いものはおかない。
- 4、ガスもれの点検を行う。
- 5、ボンベは安全なところにおき転倒防止および日よけを設けること。

遠賀郡消防署  
 「火事と救急車は一一九番」

### 無花果(いちじく)ジャム

材料

無花果

砂糖

水

クエン酸

三Kg

二Kg四〇〇g

五〇〇c

一五g

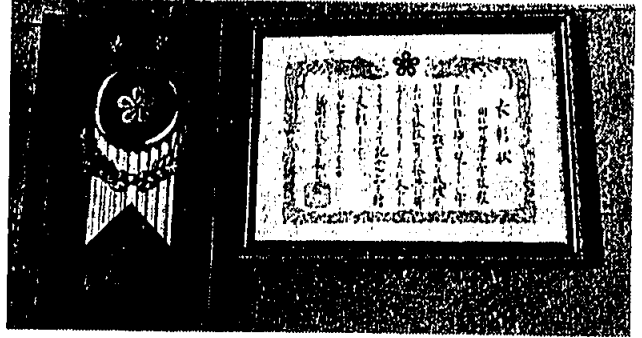
無花果の皮を除き(剥皮)、果肉に砂糖を半分と、水を混入し、クエン酸を投入して、瓦斯コンロで十五分位良く攪拌しながら沸騰させる。残りの砂糖半分を追加して八分位煮つめ、糖度六十八度位で火止めする。冷えるとゼリー状のジャムが出来上がります。尚、どう及び海ジャムにすれば保存が出来て、餅・パンに添えると美味しく食べられます。

三吉 藤村 実  
電話 2 一二四五

### 昭和四十九年度 福岡県教育文化功労者表彰 〃岡垣町立内浦小学校〃

福岡県教育委員会は、今年度の県の教育文化の功労者(学校教育、社会教育、学校保健、教育文化、教育行政などの各分野で功績のあった人、及び団体)の表彰式を去る十一月二日県会議事堂で行なわれた。

内浦小学校は、学習指導法の研究実践に努め、児童の学力向上に成果を上げるなど、多年に亘り学



校教育の振興に功労が顕著であったためであり、このことは町教育振興のため誠に喜ばしいこととす

### 国民年金の

### 保険料と年金額が

### 改正されました

国民年金保険料が、昭和五〇年一月分より、支払年金額は、昭和四十九年九月一日より、左記の様になりました。

#### 保険料

定額保険料 九〇〇円から

一、一〇〇円へ

定額附加保険料

一、三〇〇円から

#### 支払年金額

一、五〇〇円へ

障害年金 一級 (年額)

三〇〇、〇〇〇円から

三四八、三〇〇円へ

母子年金 (年額)

二四〇、〇〇〇円から

二七八、六四〇円へ

十年年金 (年額)

一五〇、〇〇〇円から

一七四、一五〇円へ

引き上げられました。

昭和四十九年度の国民年金保険料は、昭和五十年四月三十日以後は指定金融機関での納付ができませんので、納期限までに必ず納付して下さい。

尚 未納保険料があると、年金額が少なくなったり、又場合によっては受給できなくなったりしますので、未納のないように充分注意下さい。

#### 住民課年金係

### 電話帳(臨時版)の

### 訂正について

岡垣町役場を通じて、配布しました電話帳(臨時版)を次のように訂正をお願いするとともに、深くおわびします。

七頁 一田正丸 旧三一〇二二

新三一三〇二二

八頁 安永 悟 旧三一八四一六

新三一二九二八

折尾電報電話局

### 入所のおさそい

### 岡垣町保育所

米春四月竣工の、町立中部保育所は(定員六十名)十一月八日に起工式も済み、吉木役場跡に、現在着々と建築がすすめられていきます。皆様方の子供さんの入所をお待ちしておりますが、「保育所は子守りと同じではないか」「遊ばせてばかりいるそうで、学校にあって困るのではないか」等、という誤解も巷間にはあるようですので、保育内容についての説明を致します。

保育所は、児童福祉法39条により厚生省より認可された児童福祉施設です。

機能的には

- 1、母親の労働を扶ける
- 2、幼児教育の場である
- 3、という、二つの面を備えております。

#### 1の場合

イ、幼稚園に比べて保育時間が長い(原則一日8時間。必要に応じて10時間)

ロ、長い夏休みがない

ハ、毎日給食が行なわれる

一日 蛋白 カロリー

3才以上 159 520

3才以下 189 350

ニ、養護的な面での庇護、躰が行き届く。

2の教育的な面では、三十八年十月に出された文部省、厚生省、局

長共同通知3号、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは幼稚園と同じ事とする」項を確立して六領域(言語、社会、健康、自然、音楽リズム、造形)にわたっての幼児教育の面では、他の施設に比べ、何等遜色はありません。特に当町立保育所は四十四年福岡県のモデル保育所の指定を受け「心身共に健康な子供」という、テーマのもとに、体格は良いが体力が弱いといわれる。現在の子供の欠陥を補うべく、園児の体力作りに励んでおります。

毎日裸になつての乾布まきつ、マラソン、体力テスト、高倉神社への徒歩参拝等幼児期の運動機能の促進は

- 1、交通事故等危険から身を守る
- 2、頭でっかちでないバランスのとれた人格の基礎を養う。
- 3、何事に対しても意欲的になる
- 4、情緒が安定する。

等望ましい人間形成に、役立っているようです。

る保育料は収入によって、階層がわけられ、保育材料費、給食費等は保育料から、まかなわれ、入園料は不要です。

入学前一年間は特に、優秀なベテラン保育士の担当によって、機、学習の面で、一人も落ちこぼれないように配慮されております。中央児童相談所、北九州教育研究所とも常に連絡をとって、よりよい保育の向上の為め努力がなされております。どうぞ安心して、子供さんを入所させて下さいませよう、御案内致します。

民生課

# 糠塚強し!!

十二月十五日、第二十四回公民館対抗駅伝大会、年令別マラソンを実施しました。昨年より二チーム少なく五チームで最後まで力走した。なかでも戸切区が二チーム出場したことは、体質向上のため他区に刺激を与えるものと思えます。また年令別マラソンには、七十才の方から小学一年生の老若男女の参加がありました。

結果は次のとおり。

### ◎駅伝

- 一位 糠塚 1時間9分41秒
  - 二位 吉木 1時間12分32秒
  - 三位 岡垣町職 1時間15分24秒
  - 四位 戸切A 1時間16分19秒
  - 五位 戸切B 1時間21分36秒
- 区間賞 一区 糠塚 入江 政信



### ◎年令別マラソン

- 二区 吉木 佐々木弘志
  - 三区 糠塚 野田 均
  - 四区 吉木 佐々木敏幸
  - 五区 糠塚 入江 東樹
- ◎小学生の部(二籽)  
一位 糠塚 木田 裕二  
小学生

- 一位 東高陽 原田 佳子
- 一位 東高陽 前田寿賀子
- ◎五十才以上(二籽)  
一位 吉木 門司又一

- ◎三十才代(四籽)  
一位 戸切白谷 石川定夫
- ◎高校生(五籽)  
一位 東松原 西嶋 英彦

## 岡垣優勝す!!

十二月十五日、第六回水巻町少年剣道大会が開催され、本町剣道教室より少年剣士が出場しました。小学生、中学生の部に分かれ技を競い中学生の部で、中間、遠賀郡内の各強豪を倒して優勝しました。出場者は次のとおり。

- 小学生の部
- 先鋒 佐和 英樹
  - 四将 白木 和秀
  - 中堅 野見山秀俊
  - 副将 諸永 宗寿
  - 大将 高山 利典
  - (補) 門司 宣弘

### 中学生の部

- 先鋒 元松原 吉田 雅之
- 四将 手野 太田 徹
- 中堅 手野 太田 洋輔
- 副将 新松原 河内 直浩
- 大将 山田 石田 政司
- 監督 高山 弘

## !!密航者に注意

### しまししょう!!

例年、冬期になると密航事件が多くなつてまいります。

つきのような不審な者や船を見たり聞いたりして密航ではないかと思つたらすぐお知らせ下さい。

◎ 見なれない者が海岸付近をうろついたり尋ねたりしている者

◎ 飲食店、タバコ屋、旅館などのお客で言葉づかいや身なりなどが変つている者。

◎ 朝早くあるいは夜おそく見なれない者が、タクシーを呼んだり、汽車、電車、バスの待合所などにひそんでいる者。

◎ 見なれない船が山かげに泊つていたり、人を上陸させたり、沖にはこんだりして「おかしいな」と思われたとき。

ご協力をお願いします。

折尾警察署  
波津密航監視哨  
電話は、局番なしの二一〇番

## 心配ごと相談所

### 開設場所変更のお知らせ

毎月第二、第四金曜日の午後一時三十分から開設しています。心配ごと相談所の開設場所を、新年より一月より次の通りに変更します。でお知らせします。

## 香典返しとして寄付

### 老人クラブ寿会へ

### 社会福祉協議会へ

- 一、大阪府八尾市 故太田博雄殿 52才
- 昭和49年10月28日死亡
- 太田初子殿より
- 一、波津区 故海老光二殿 83才
- 昭和49年11月3日死亡
- 海老鯨波男殿より
- 一、野間区 故竹村勝次殿 81才
- 昭和49年11月5日死亡
- 竹村カヨ子殿より
- 一、百合ヶ丘区 故古谷イヨ殿 80才
- 昭和49年11月12日死亡
- 古谷正雄殿より
- 一、波津区 故海老光二殿 83才
- 昭和49年10月25日死亡
- 占部正助殿より
- 一、野間区 故竹村勝次殿 81才
- 昭和49年11月5日死亡
- 竹村カヨ子殿より
- 一、吉木区 故三松 武殿 73才
- 昭和49年11月24日死亡
- 三松康貞殿より

### 社会福祉協議会へ

### 寄付

- 一、金岩封 親和土木株式会社より

### 重度身体障害児手を つなぐ親の会へ寄付

立正佼正会小倉協会遠賀支部より